

# マカティ領事出張サービス(3月10日(土))のお知らせ

## 在フィリピン日本国大使館

当館では、メトロマニラ周辺に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、2018年3月10日(土)、マニラ日本人会の協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。是非この機会に当館の領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

在外選挙人証の登録申請は、受領まで2~3か月を要しますので、在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに登録申請手続きをお願いします。

1. 日時:	2018年3月10日(土)9:30~12:00
2. 場所:	マニラ日本人会事務所 (22階大会議室) マカティ市サルセド・ビレッジ・ヒルプヤット(旧ブエンディア)通り312番地「トライデント・タワー」22階 22/F, Trident Tower, 312 Sen Gil Puyat Avenue(旧 Buendia Ave.), Salcedo Village, Makati City (旧ブエンディア通り沿いで、RCBCプラザの近くの高層ビル。) 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:(02)810-7909 (マニラ日本人会)
3. 取扱 業務:	<b>(1) 在外選挙人の登録申請</b> 海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙, 衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙, それらの補欠選挙・再選挙)、国民投票に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。 申請のためには、本人確認のため <b>日本国旅券の提示</b> が必要です。 (旅券が提示できない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した <b>顔写真付きの身分証明書</b> (運転免許証, 外国人登録証等)をお持ちください。) なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下の当館ホームページにてご確認ください。 <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9</a>

## (2) 在留届, 変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は, 旅券法により, **在留届の提出**が義務づけられています。

また, 在留届を提出済みの方で, 在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は**変更届**, 帰国予定の方は**帰国届**の提出が必要です。

[http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/zairyu.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/zairyu.htm)

## (3) 旅券の申請, 交付

旅券の**申請**をされる方は, 後日, ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

旅券の**交付**を受ける方は, **3月6日(火)までに当館領事窓口にて**申請をしてください。申請の際「マカティ領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

旅券申請に必要な書類は, 以下の当館ホームページをご覧ください。

旅券申請: [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_ppt.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_ppt.htm)

## (4) 各種証明書の申請, 交付(在留証明, 署名証明, 婚姻要件具備証明, 出生証明, 婚姻証明等)

証明書の申請をされる方は, 後日, ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

証明書の**交付**を受ける方は, **3月8日(木)までに当館領事窓口にて**申請をしてください。申請の際「マカティ領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

※通常, 大使館(マニラ)で即日交付している証明書(在留証明及び署名証明)について, 本出張サービス時の即日交付は行えませんのでご注意ください。

各種証明書の申請に必要な書類は, 以下の当館ホームページをご覧ください。

証明申請: [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_cert.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_cert.htm)

## (5) 戸籍関係の届出, 国籍関係の届出

出生届, 婚姻届, 認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届, 国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事班までお問い合わせください。

戸籍関係: [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_koseki.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_koseki.htm)

国籍関係: [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_kokuseki.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_kokuseki.htm)

	<p><b>(6)その他各種相談など</b></p>
<p>4. 注意点:</p>	<p>(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため<b>日本国旅券</b>を持参ください。  (なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>(運転免許証, 外国人登録証等)を必ずお持ちください。)</p> <p>(2) 旅券, 証明書の<b>手数料</b>は、以下のとおりです。  <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees.htm">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees.htm</a>  現金(ペソ)のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は<b>釣り銭が要らないよう予めご用意ください</b>。</p>
<p>5. 問い合わせ先:</p>	<p><b>在フィリピン日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当</b></p> <p>【代表電話】:02-551-5710 内線 1407, 1408 (電話受付時間 8:30~12:30, 13:30~17:15)  【FAX】:02-551-5785  【電子メール】:<a href="mailto:ryoji@ma.mofa.go.jp">ryoji@ma.mofa.go.jp</a>  【所在地】:2627 Roxas Boulevard, Pasay City, 1300 Metro Manila  【郵便物宛先】 :c/o Embassy of Japan, Consular Section(領事班),  P.O.BOX 414, Pasay Central Post Office, Pasay City, Metro Manila</p>